

弁護士法人クオリティ・ワン 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 R8 年 4月 20日～ R9 年 4月 19日までの 1年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- R8 年 5月～ 社員への周知

目標2： 全社員の計画期間内における時間外・休日労働時間の平均が各月 15 時間未満とする。

<対策>

- R8 年 4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- R8 年 5月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- R8 年 4月～ 学校との連携
- R8 年 4月～ 社員への周知
- R8 年 8月～ インターンシップの受け入れ開始

目標4：子どもが保護者である社員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を R9 年 4月までに実施する。

<対策>

- R9 年 3月～ 社員への「子ども参観日」実施についての周知
- R9 年 4月～ 「子ども参観日」の実施、社員へのアンケート調査、次回に向けての検証・検討